

## 滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)素案について

### 1. 滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)について

教育基本法の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく「滋賀の教育大綱」としても位置付けるもの。また、滋賀県基本構想の教育分野における部門別計画ともなるもの。計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間。

### 2. 素案のポイント

#### ○ 計画策定の背景(P.2~P.13)

本県教育を巡る現状と取組に関して、7項目にわたり施策の方向性について視点を示すとともに、現計画(第3期計画)に関する成果と課題から、今後の施策の展開の方向性を示した。

#### ○ 基本目標とサブテーマ(P.14)

基本目標は、第1期計画以来掲げる「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」とした。またサブテーマは、本県で受け継がれてきた「三方よし」の理念をもとに、諸外国で重視されてきている「ウェルビーイング」とも関連させながら、子どもたち、教職員等、地域全体それぞれの幸せの実現を教育施策の方向性とする、「『三方よし』で幸せ育む滋賀の教育」とした。

#### ○ 全体的な方向性(P.15~P.16)

計画全体を貫く方向性として、(1)すべての人が愛情をもって教育に取り組むこと、(2)学習者を主体として教育を展開すること、(3)滋賀の豊かな自然や、先人が培った「近江の心」を学びに活かし、未来へ引き継ぐ教育を展開すること、の3項目を掲げた。

#### ○ 今後5年間に実施する主な施策(P.17~51)

教育施策を「柱Ⅰ 夢と生きる力を育む」、「柱Ⅱ 学びの基盤を支える」、「柱Ⅲ みんなで学びに関わる」の3本の柱に体系化し、基本目標の達成に向けて総合的に施策を展開することとした。

### 3. 今後の主な予定

- ・ 滋賀県教育振興基本計画審議会第3回会議(1月24日)
- ・ 市町等照会(4月)
- ・ 滋賀県教育振興基本計画審議会答申(6月~7月)
- ・ 県民政策コメント(8月)
- ・ 県議会提案(11月)
- ・ 計画策定(12月)